

鹿 児 島 県 公 報

平成30年6月1日（金）第3421号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 平成30年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定（2件） (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定の通知（2件） (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
- 肥料取締法施行細則に基づく表示を要する普通肥料及びその表示事項の一部改正 (食の安全推進課取扱い) 6
- 障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（※） (管財課取扱い) 6

公 告

- 落札者等の公告 (税務課取扱い) 8
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (雇用労政課取扱い) 8
- 河川法に基づく古川水系河川整備計画の公表 (河川課取扱い) 9
- 一般競争入札公告 (県立始良高等技術専門校取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第626号

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	174.86
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	454.48
川内川下流地区水源かん養保安林	862.72
出水地区水源かん養保安林	610.35
川内川中流地区水源かん養保安林	845.62
別府川～新川地区水源かん養保安林	652.37
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,395.04

肝属川地区水源かん養保安林	701.99
菱田川地区水源かん養保安林	291.01
大淀川上流地区水源かん養保安林	157.37
種子島地区水源かん養保安林	188.36
屋久島地区水源かん養保安林	1,678.24
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,014.90
計	9,027.31
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.02
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	34.98
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.68
出水地区土砂流出防備保安林	13.76
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.63
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	13.98
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	119.09
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.58
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.44
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	88.88
計	326.34
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	9.95
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	30.67
出水地区干害防備保安林	57.78
川内川中流地区干害防備保安林	3.46
別府川～新川地区干害防備保安林	5.60
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.38
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	23.42
計	191.10
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.38
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.42
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.70
合 計	9,632.45

鹿児島県告示第627号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市吉野町10069番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第628号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市東佐多町2632番，2664番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市輝北町市成字野牟田331番1，342番1，字梅木ヶ平356番2，357番1，357番3，358番1，358番2，359番1から359番3まで，360番，361番，362番1，362番2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所

鹿屋市輝北町諏訪原字井川ノ元3201番1から3201番3まで、3219番1

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所

霧島市横川町上ノ字安良166番1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第632号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	日	の 種 類

二矢調剤薬局	鹿屋市今坂町12572-11	平成30年 6月1日	育成医療・更 生医療
--------	----------------	---------------	---------------

鹿児島県告示第633号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
独立行政法人国立病院機構指 宿医療センター	指宿市十二町4145	平成30年 6月1日	育成医療・更 生医療
垂水市立医療センター垂水中 央病院	垂水市錦江町1番地140	平成30年 6月1日	育成医療・更 生医療
奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町16番5号	平成30年 6月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第634号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
市来松寿園ホームヘルパーステ ーション	いちき串木野市 大里992番地	社会福祉法人慈 昂会	いちき串木野市 大里992番地	丸田 大剛	平成30年 3月31日	訪問介護
どうくさあや館 デイサービスセ ンター	大島郡龍郷町瀬 留967番地	社会福祉法人龍 郷町社会福祉協 議会	大島郡龍郷町瀬 留967番地	牧 智登美	平成30年 4月30日	通所介護

鹿児島県告示第635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
介護老人保健施 設あじさい苑	薩摩川内市横馬 場町8番11号	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬 場町8番11号	高江 政子	平成30年 6月1日	訪問リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設あじさい苑	薩摩川内市横馬場町8番11号	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町8番11号	高江 政子	平成30年6月1日	介護予防訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第637号

平成13年11月20日鹿児島県告示第1494号（肥料取締法施行細則に基づく表示を要する普通肥料及びその表示事項）の一部を次のように改正し、平成30年6月1日から施行する。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

表の5の項中「のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質，家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質」を「に定める動物由来たん白質であって，同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のもの」に改める。

鹿児島県告示第638号

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（平成17年鹿児島県告示第1806号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「から第6号まで」を「から第5号まで」に，「，重度知的障害者及び」を「及び重度知的障害者並びに法第37条第2項に規定する」に改め，同条第2号ウ中「及び第71条」を削り，「100分の2」を「100分の2.3」に改める。

別記第1号様式中

雇 用 の 状 況	3	障害者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ① $(② - ②) \times ⑤ \div 100$	人
		常時雇用する労働者の総数 ② $(③ + ④) \times 0.5$	人
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ③	人
		短時間労働者の数 ④	人
		除外率（%） ⑤	%
		障害者である常時雇用する労働者の総数 ⑥ $(⑦ + ⑩)$	人
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ⑦ $(⑧ \times 2 + ⑨)$	人
		重度障害者の数 ⑧	人
		重度以外の障害者の数 ⑨	人
		短時間労働者の数 ⑩ $(⑪ + ⑫) \times 0.5$	人

況	重度障害者の数	⑪	人
	重度以外の障害者の数	⑫	人
	障害者雇用率（％） （⑥÷①×100）	⑬	％

を

雇 用 の 状 況	3	障害者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ① (②-②×⑤÷100)	人
		常時雇用する労働者の総数 ② (③+④×0.5)	人
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ③	人
		短時間労働者の数 ④	人
		除外率（％） ⑤	％
		障害者である常時雇用する労働者の総数 ⑥ (⑦+⑩)	人
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ⑦ (⑧×2+⑨)	人
		重度障害者の数 ⑧	人
		重度以外の障害者の数 ⑨	人
		短時間労働者の数 ⑩ (⑪+⑫×0.5+⑬)	人
		重度障害者の数 ⑪	人
		重度以外の障害者の数 ⑫	人
		精神障害者（特例）の数 ⑬	人
		障害者雇用率（％） (⑥÷①×100)	⑭

に改め、同様式注3中「短時間労働者の」を「短時間労働者（注4の適用を受ける者を除く。）の」に改め、同様式注4中「⑬」を「⑭」に改め、同様式注中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 精神障害者である短時間労働者のうち、平成35年3月31日までに雇い入れ、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、その雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日のいずれか遅い日から起算して3年以内である者は、精神障害者である短時間労働者に関する算定の特例を受けることができる場合がありますので、該当する者がいる場合は、⑬に計上してください。

附 則

- この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 改正後の障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（次項において「新要綱」という。）第2条第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「100分の2.3」とあるのは、「100分の2.2」とする。
- この要綱の施行の際現に改正前の障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第4条第1項の登録を受けている者は、この要綱の施行の日新要綱第4条第1項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録を受けたものとみなされる者に係る登録の有効期間は、新要綱第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日におけるその者に係る旧要綱第4条第1項の登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度税務総合システム運用及び維持保守業務
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町3番31号
- 5 随意契約に係る契約金額
58,320,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号該当
.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成30年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（OA機器類）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年6月1日から同月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

河川法に基づく古川川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、古川川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び熊毛支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成30年6月1日

鹿児島県知事 三反園訓

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年6月1日

鹿児島県立始良高等技術専門校長 次村篤典

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

情報処理科職業訓練用機器 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成30年8月17日

(4) 納入場所

鹿児島県立始良高等技術専門校

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年6月1日から同月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立始良高等技術専門校総務課
始良市西餅田1120番地 郵便番号 899-5431

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成30年7月11日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年7月12日午後2時
イ 場所 鹿児島県立始良高等技術専門校会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立始良高等技術専門校総務課

始良市西餅田1120番地 郵便番号 899-5431

電話番号 0995-65-2247

ファックス番号 0995-65-5409

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE PURCHASED:
Computer system for technical training of Information Processing Course:1Set

- (2) DELIVERY PERIOD:
17 August 2018
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Aira Technical Training School
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 11 July 2018
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Kagoshima Prefectural Aira Technical Training School
1120 Nishimotida,Aira City,Kagoshima Prefecture 899-5431 Japan
TEL 0995-65-2247
FAX 0995-65-5409